



一般消費者

不動産の無料相談

経験豊富な相談員がアドバイス致します。お気軽にご相談ください。(要予約)

大和市

場所 大和市役所 1F 市民相談課

☎ **046-260-5104**

時間 毎月第2木曜日
13:30~16:00

相談日

2023年	4月	13日	(木)	
	5月	11日	(木)	
	6月	8日	(木)	
	7月	13日	(木)	
	8月	10日	(木)	
	9月	14日	(木)	
	10月	12日	(木)	
	11月	9日	(木)	
	12月	14日	(木)	
	2024年	1月	11日	(木)
		2月	8日	(木)
		3月	14日	(木)
4月		11日	(木)	
5月		9日	(木)	
6月		13日	(木)	

海老名市

場所 海老名市役所 2F 市民相談課

☎ **046-292-0880**

時間 毎月第2火曜日
13:00~16:00

相談日

2023年	4月	11日	(火)	
	5月	9日	(火)	
	6月	13日	(火)	
	7月	11日	(火)	
	8月	8日	(火)	
	9月	12日	(火)	
	10月	10日	(火)	
	11月	14日	(火)	
	12月	12日	(火)	
	2024年	1月	9日	(火)
		2月	13日	(火)
		3月	12日	(火)
4月		9日	(火)	
5月		14日	(火)	
6月		11日	(火)	

綾瀬市

場所 綾瀬市役所 2F 市民課広聴相談担当

☎ **0467-70-5605**

時間 毎月第3月曜日
13:00~16:00

相談日

2023年	4月	17日	(月)	
	5月	15日	(月)	
	6月	19日	(月)	
	7月	14日	(金)	
	8月	21日	(月)	
	9月	15日	(金)	
	10月	16日	(月)	
	11月	20日	(月)	
	12月	18日	(月)	
	2024年	1月	15日	(月)
		2月	19日	(月)
		3月	18日	(月)
4月		15日	(月)	
5月		20日	(月)	
6月		17日	(月)	

弁護士法律相談

場所 県央東支部 大和市桜森2-4-3
コーポラティブ大和101号

☎ **046-264-6737**

時間 毎月第3金曜日
9:00~12:00

相談日

2023年	4月	21日	(金)	
	5月	19日	(金)	
	6月	16日	(金)	
	7月	21日	(金)	
	8月	18日	(金)	
	9月	15日	(金)	
	10月	20日	(金)	
	11月	17日	(金)	
	12月	15日	(金)	
	2024年	1月	19日	(金)
		2月	16日	(金)
		3月	15日	(金)
4月		19日	(金)	
5月		17日	(金)	
6月		21日	(金)	

①

中央無料相談所

横浜市中区住吉町6-76-3
神奈川県不動産会館 2F

☎ **045-633-3035**

☎ 受付 平日 / 10:00~12:00
13:00~16:00

②

かながわ県民センター 県民の声・相談室

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
県民センター 2F

☎ **045-312-1121**

☎ 受付 平日 / 10:00~12:00
13:00~16:00

③

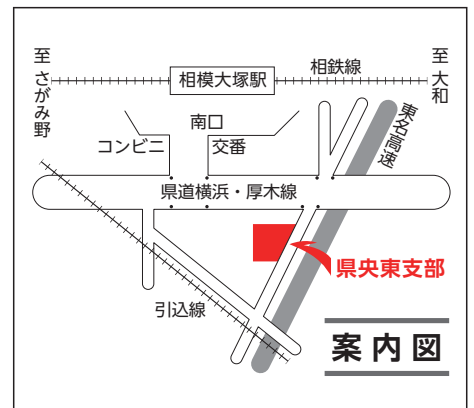
支部相談

大和市桜森2-4-3
コーポラティブ大和101号

☎ **046-264-6737**

☎ 受付 平日 / 10:00~15:00

相談日
月1回



案内図

「空き家」放置していませんか？

空き家とは

家主の不在が常態化しており、居住やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと。



空き家を放置するとこんな**危険**が！



壊れた窓ガラスが落ちて通行者に怪我をさせたり



放置された庭木に害虫が発生する原因になったり

不審者が侵入したりごみの不法投棄をされたり



建物の傷みから倒壊の危険性もあります

「空家等対策の推進に関する特別措置法」には…空家等は、個人の資産です。管理者、または所有者には、空家等を適切に管理する「責務」があると定められています。屋根や外壁が落下、崩れるなどして、他人が怪我をした場合、空き家の所有者の責任となり**損害賠償**を問われる可能性があります。



損害賠償

例えばこんなことが起こる可能性が…

想定事故例

倒壊による隣接家屋の全壊・死亡事故（想定）

試算の前提とした被害モデル

所在地……東京都(郊外)
敷地面積……165m²(50坪)
延べ床面積……83m²(25坪)
建築時期……平成4年(築後20年)
居住世帯……世帯主40歳、年収600万円
妻:36歳主婦 子供:8歳の女兒(小学3年生)

損害区分	損害額
住宅	900万円
家財	280万円
物件損害等	
倒壊家屋の解体処分	320万円
小計①	1,500万円
人身被害等	
死亡逸失利益	11,740万円
慰謝料	7,100万円
葬儀費用	520万円
小計②	19,360万円
合計 ①+②	20,860万円

空き家倒壊

建物が倒壊し、隣接した家屋が全壊夫婦、女兒が死亡



約2億1千万円の損害額！

出典:「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」

外壁材等の落下による死亡事故(想定)

試算の前提とした被害モデル

死亡……11歳の男児(小学校6年生)

損害区分	損害額
人身被害等	
死亡逸失利益	3,400万円
慰謝料	2,100万円
葬儀費用	130万円
合計	5,630万円

壁材等落下

約5千600万円の損害額！

傷んだ壁材等の落下により、11歳の男児が死亡

